



「重度かつ継続」の要件

① 主たる精神障害がICD-10コードのF00～F39及びG40に該当すること。

② 上記①に該当しない（ICD-10コードがF40～F99）の場合、以下のA、B両方に該当すること。

A：「発病から現在までの病歴」「現在の病状」において、精神病あるいはそれと同等の状態にあり、持続するか、消長を繰り返し、持続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とすること(予防も含む)。

B：「現在の治療内容」「今後の治療方針」において、計画的・集中的な治療を継続して行う必要があること。

※1「計画的であること」＝中・長期的な治療目標のもとに現在の治療が位置づけられていること。

※2「集中的であること」＝単なる対症療法的な薬物療法以上の治療が行われていること。